

平成 15 年 12 月 4 日

各 位

不動産投信発行者名

東京都新宿区西新宿八丁目5番1号  
野村不動産オフィスファンド投資法人

代 表 者 名

執 行 役 員 秋 山 安 敏  
(コード番号: 8959)

問 合 せ 先

野 村 不 動 産 投 信 株 式 会 社  
ファンド・マネジ・メント・グループ・リーダー 緒 方 敦  
TEL. 03-3365-0507

### 「野村不動産オフィスファンド投資法人」の上場のお知らせ

本日、野村不動産オフィスファンド投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、株式会社東京証券取引所不動産投資信託証券市場に上場いたしました。

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に基づき、主として特定資産に投資し、中長期の安定した収益の確保と運用資産の着実な成長を目指して運用を行うことを資産運用の基本方針としております。本投資法人は、この基本方針に従い、三大都市圏及び政令指定都市等に立地する主たる用途がオフィスビルである不動産及びかかる不動産を主たる信託財産とする信託の受益権に対して投資を行います。

本投資法人の資産の運用につきましては、野村不動産株式会社の全額出資子会社である野村不動産投信株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）が、上記資産運用の基本方針に基づき、資産の運用に係る業務を行います。

資産運用会社は、野村不動産株式会社及びそのグループ会社とも協調することを通じ、運用資産からの中長期の安定した収益の確保と運用資産の着実な成長を目指します。

本投資法人は、近時の不動産の保有形態が、これを利用する法人等が直接保有する形態（法人保有型）から広く個人投資家も含めた投資家がこれを実質的に保有する形態（投資家保有型）へと移行しつつあるとの基本認識に立ち、投資家の皆様の運用資金と不動産市場とを直接的に結びつける役割を担うことを目指して参ります。

本投資法人は、今後、安定した運用実績の提示及び透明性の高い情報開示を通じ、中長期的な資金運用を目指す投資家の皆様の期待に応えとともに、我が国の不動産投資信託市場の健全な発展に寄与していくよう努めて参る所存です。

#### 【添付資料】

投資法人及び資産運用会社の概要

\* 本資料の配布先：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

## 投資法人及び資産運用会社の概要

### 1. 投資法人

- 商号 : 野村不動産オフィスファンド投資法人  
本店所在地 : 東京都新宿区西新宿八丁目5番1号  
設立企画人 : 野村不動産投信株式会社  
代表者 : 執行役員 秋山 安敏  
事業内容 : 投信法に基づき資産を主として不動産等及び不動産対応証券の特定資産に投資し、中長期の安定した収益の確保と運用資産の着実な成長を目指して運用を行うこと  
沿革 : 平成15年8月5日 設立企画人(野村不動産投信株式会社)による投信法第69条に基づく設立に係る届出  
平成15年8月7日 投信法第166条に基づく設立の登記、本投資法人の設立  
平成15年8月20日 投信法第188条に基づく登録の申請  
平成15年9月22日 投信法第187条に基づく内閣総理大臣による登録の実施(登録番号 関東財務局長 第24号)  
平成15年12月4日 株式会社東京証券取引所不動産投資信託証券市場に上場

### 2. 資産運用会社

- 商号 : 野村不動産投信株式会社  
本店所在地 : 東京都新宿区西新宿八丁目5番1号  
資本金 : 3億円  
株主 : 野村不動産株式会社(100%)  
代表者 : 代表取締役社長 秋山 安敏  
事業内容 : 投信法に規定する投資法人資産運用業等  
沿革 : 平成15年1月24日 会社設立  
平成15年2月28日 宅地建物取引業者としての免許取得  
(東京都知事(1)第81678号)  
平成15年6月17日 宅地建物取引業法の取引一任代理等の認可取得  
(国土交通大臣認可 第18号)  
平成15年7月23日 投信法上の投資信託委託業者としての認可取得  
(内閣総理大臣第28号)